平戸市の給与･定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口（平成29年1月1日）	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	（参考）27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	32,639	26,797,259	390,397	3,310,208	12.4	11.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給与費 給 料	給与費 職員手当	給与費 期末･勤勉手当	給与費 計 B	一人当たり給与費 B/A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
28年度	391	1,510,032	190,099	587,086	2,287,217	5,850	5,826

（注）1 職員手当には退職手当は含みません。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

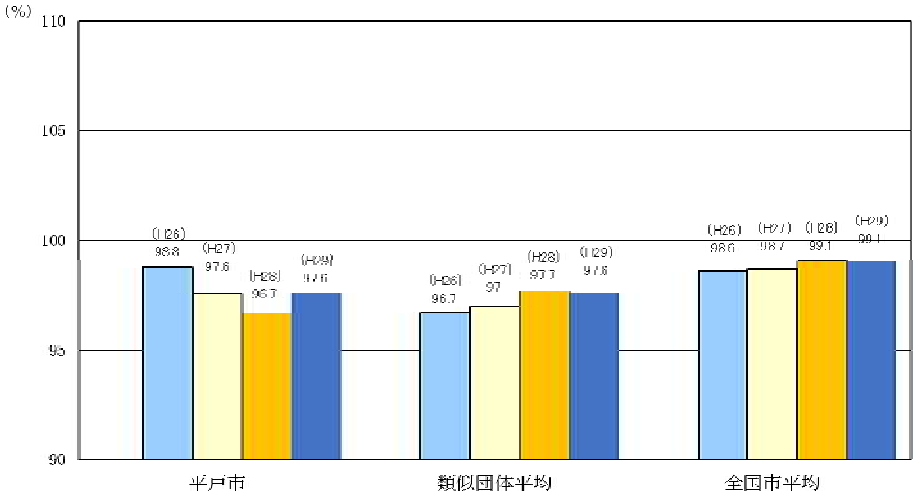

（注）1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況

[概要] 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

[給料表の改定実施時期]平成27年4月1日

(内容)　一般行政職の給料表について、国の見直し内容に踏まえ平均2%引下げ、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給補償）を実施。他の給料表については、一般行政職との均衡をふまえて見直しを実施。

②　その他の見直し

管理職特別勤務手当、単身赴任手当、地域手当について、国と同様の見直しを実施　（平成27年4月1日実施）

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
平戸市	43.1 歳	324,900 円	369,420 円	352,231 円
長崎県	43.6 歳	324,216 円	399,429 円	358,244 円
国	43.6 歳	330,531 円	- 円	410,719 円
類似団体	42.4 歳	317,165 円	372,770 円	343,674 円

②技能労務職

区　分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A/B
平戸市	51.0 歳	5 人	357,500 円	369,620 円	362,550 円	―	―	―	―
うち用務員	50.6 歳	3 人	353,600 円	368,700 円	361,600 円	用務員	55.1 歳	207,300 円	1.8
うち調理員	51.5 歳	2 人	363,500 円	371,000 円	363,500 円	調理員	47.2 歳	210,300 円	1.8
長崎県	50.9 歳	148 人	328,447 円	372,399 円	350,466 円	―	―	―	―
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	―	328,360 円	―	―	―	―
類似団体	50.8 歳	18 人	318,093 円	344,351 円	331,012 円	―	―	―	―

区　分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
平戸市	―	―	―
うち学校用務員	5,972,940 円	2,818,600 円	2.1
うち給食調理員	6,010,200 円	2,825,700 円	2.1

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成26～28年の3か年平均）

※技能労務職等の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
平戸市	35.1 歳	270,400 円	337,611 円	300,382 円
類似団体	37.1 歳	283,103 円	342,311 円	310,139 円

（注）1　「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区　分		平戸市	長崎県	国
一般行政職	大学卒	178,200 円	178,200 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	146,100 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	141,700 円	143,500 円	―

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	- 円	359,300 円	381,300 円	387,800 円
	高校卒	- 円	323,714 円	365,367 円	347,650 円

※「経験年数10年」欄は、10年前の採用職員がゼロであるため記載なし。

3　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事補･技師補	人 22	% 7.7	円 142,600	円 247,100
2　級	主事･技師･主事補･技師補	人 12	% 4.2	円 192,700	円 303,800
3　級	主任主事･主任技師	人 31	% 10.8	円 228,900	円 349,600
4　級	班長･係長･主任･主査	人 156	% 54.5	円 262,000	円 380,600
5　級	課長･参事監･次長･参事･会計管理者	人 50	% 17.5	円 288,000	円 392,600
6　級	部長･理事･支所長	人 15	% 5.2	円 318,500	円 409,800

（注）　1　平戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

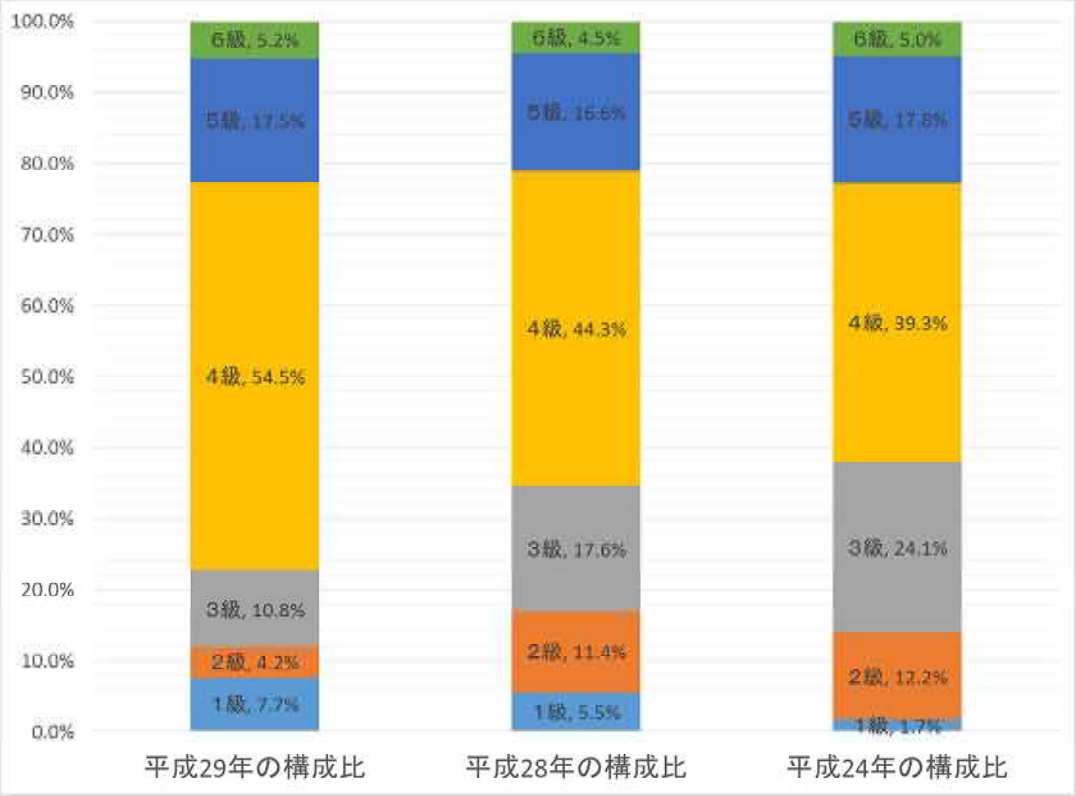

（注）　平成18年4月1日付で8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への人事評価の活用状況（平戸市）

平成29年4月2日から平成30年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ　人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ　人事評価を実施していない		○		○	
	活用予定時期	H32年度		H32年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

平　戸　市	長　崎　県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,584 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,692 千円	―
(28年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.70 月分 (1.45)月分　(0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.70 月分 (1.45)月分　(0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.70 月分 (1.45)月分　(0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算　5～20% ・管理職加算　10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職員) (平戸市)

平成29年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

平　戸　市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	
(退職時特別昇給	な し)				
1人当たり平均支給額	3,646 千円	21,646 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成29年4月1日現在)

支給実績(28年度決算)			667 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)			222.3 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
長崎市	3 %	2 人	3 %
東京都渋谷区	20 %	1 人	20 %
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			96.7 (96.7)

(4) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）	2,273 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	75,757 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	6.9 %
手当の種類（手当数）	9

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	税務事務に従事する職員	税務職員	月額 6,000円
	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事する職員	行旅病人の収容 行旅死亡人の取扱	1日1件につき 1,500円 1日1件につき 4,000円
	福祉事務従事職員のうち現業査察又は医療事務に従事する職員	現業査察又は医療事務	月額 7,600円
	汚物処理作業に従事する職員	汚物処理	勤務1回につき 300円
	火葬に従事する職員	火葬業務	月額 4,000円
	看護師・准看護師	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,200円
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	2,800円
		深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,000円
	感染症防疫作業又は細菌検査等に従事する職員	感染症防疫作業又は細菌検査等	勤務1日につき 300円以内
	放射線（エックス線）作業に従事した職員	放射線（エックス線）作業	勤務1日につき 230円
	放射線（エックス線）技術職員及び臨床検査（衛生検査）技術職員	放射線（エックス線）技術職員及び臨床検査（衛生検査）技術職員	月額 6,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	66,822 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	187,176 円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職、教育職員等、制度上時間勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成29年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（28年度実績）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	配偶者 10,000円 配偶者以外 1人につき 6,500円 1人（配偶者非扶養） 6,500円 1人（配偶者なし） 11,000円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の加算 5,000円	同		千円 64,407	円 242,132
住居手当	家賃を支払っている職員（月額12,000円を超えるもの） 家賃23,000円以下 家賃－12,000円 家賃23,000円を超える場合 （家賃－23,000円）×1/2＋11,000円 ※最高限度額 27,000円	同		千円 32,869	円 267,228
通勤手当	交通機関利用者 最高限度額：55,000円 自動車等交通用具利用者 2,000円～24,500円	同		千円 29,319	円 99,724
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 給料月額×15%～6%	―	国は俸給の特別調整額として支給	千円 30,801	円 405,276
単身赴任手当	30,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居の距離が100km以上の場合加算額（8,000円～64,000円）	同		千円 2,528	円 361,143
医師手当	850,000円以内	―	―	千円 15,363	円 7,681,500
休日勤務手当	勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間数	同		千円 21,948	円 192,526
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間勤務する職員に支給 勤務1時間あたりの給与額×25/100×時間数			千円 5,095	円 74,926
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 医師 20,000円 その他職員 4,200円			千円 613	円 16,568
管理職員特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急・その他の公務の運営の必要により、休日等に出勤した場合 1回につき4,000円を超えない範囲	同		千円 54	円 7,714

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分		給料月額等		
			（参考）類似団体における最高／最低額	
給料	市区町村長	809,000 円	950,000 円／	259,000 円
	副市長	664,000 円	772,000 円／	483,000 円
報酬	議長	415,000 円	545,000 円／	230,000 円
	副議長	347,000 円	474,000 円／	200,000 円
	議員	326,000 円	442,000 円／	180,000 円
期末手当	市区町村長	（28年度支給割合）		
	副市長	3.25 月分		
	議長	（28年度支給割合）		
	副議長	3.25 月分		
	議員			
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市区町村長	給料月額×在職年数×600/100	19,416 千円	（在任期間毎）
	副市長	給料月額×在職年数×360/100	9,561 千円	（在任期間毎）
	教育長	給料月額×在職年数×250/100	5,940 千円	（在任期間毎）
	備考			

（注） 1 給与及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 平成28年	職員数 平成29年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	87	87	0	
		税務	17	17	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	41	40	-1	事務の統廃合による減
		商工	19	18	-1	事務の統廃合による減
		土木	35	35	0	
		民生	43	43	0	
		衛生	17	18	1	欠員補充による増
		計	265	264	-1	＜参考＞ 人口1,000人当たり職員数 8.09 人 （類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.70 人）
	教育部門		51	50	-1	欠員による減
	消防部門		78	77	-1	欠員による減
	小計		394	391	-3	＜参考＞ 人口1,000人当たり職員数 11.98 人 （類似団体の人口1,000人当たり職員数 9.99 人）
公営企業会計等部門	病院		140	140	0	
	水道		19	19	0	
	交通		7	8	1	新船建造準備に伴い増
	下水道		0	0	0	
	その他		28	27	-1	欠員による減
	小計		194	194	0	
合計			588 [715]	585 [715]	-3 [0]	＜参考＞ 人口1,000人当たり職員数 17.7 人

（注） 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 [　]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）

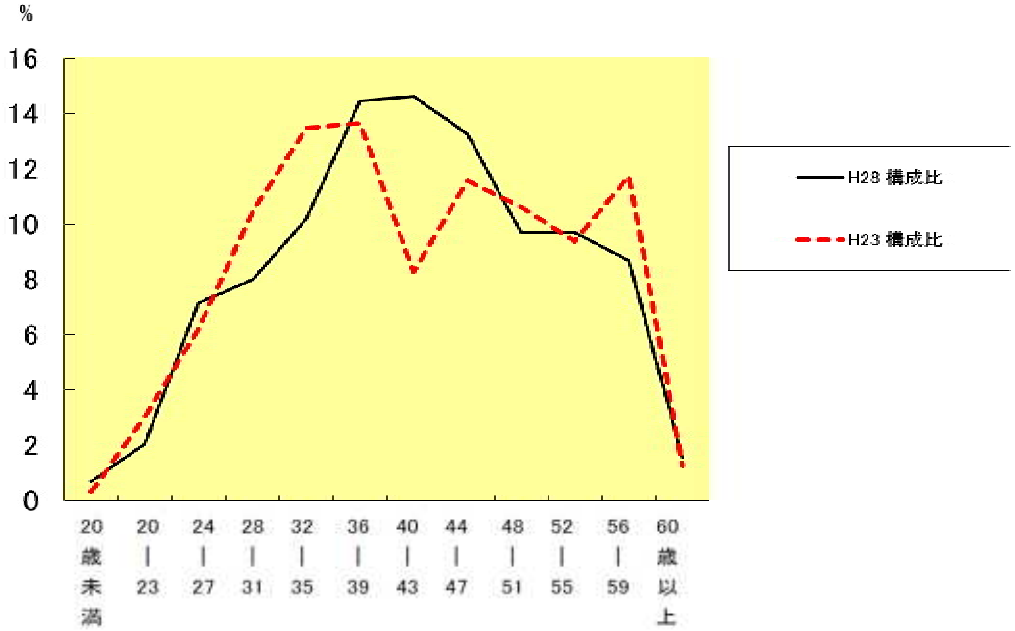

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 14	人 40	人 44	人 55	人 85	人 83	人 79	人 64	人 62	人 46	人 10	人 585

(3)職員数の推移

（単位：人 ・ %）

部門	H25	H26	H27	H28	H29	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	364	354	348	347	344	-20	(-5.5%)
現業部門	12	7	6	5	5	-7	(-58.3%)
消防職	77	76	78	78	77	0	(0%)
公営企業等会計	152	158	160	158	159	7	(4.6%)
合計	605	595	592	588	585	-20	(-3.3%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

一般的な行政職員の勤務時間及び休憩、休息時間は次のとおりです。

週の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12：00～13：00		土曜日 日曜日

(2) その他の勤務条件

① 一般職員の年次有給休暇の取得状況

職員の年次有休休暇は、1年（暦年）につき20日あります。なお、年の途中で採用された職員は、採用された日の属する月に応じて2日～20日の年次有給休暇が与えられます。

また、年次有給休暇のうち職員がその年に与えられなかった日数（残日数）があるときは、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができます。

平均取得日数　（日）	平均消化率　（%）
9.1	23

※集計期間は、平成28年1月1日～平成28年12月31日まで。

② その他の休暇の種類

職員は必要がある場合、以下の休暇を取得することができます。

種類	種別	休暇の概要	付与日数
病気休暇	―	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合	90日を超えない範囲内において医師の証明等に基づき、必要と認める期間
生理休暇	―	生理日の就業が著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合	2日を超えない範囲内
特別休暇	公民権行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
特別休暇	官公署への出頭	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
特別休暇	ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
特別休暇	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日の範囲内の期間
特別休暇	結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間
特別休暇	産前・産後休暇	産前：8週間以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 産後：女子職員が出産した場合	産前：出産の日までの申し出た期間 産後：出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
特別休暇	育児時間	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ45分以内の期間
特別休暇	出産補助休暇	職員の妻が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	3日の範囲内の期間
特別休暇	育児参加	職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
特別休暇	看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間 （小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は、10日の範囲内の期間）
特別休暇	短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話を行う職員が、世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日の範囲内の期間 （要介護者が2人以上の場合は、10日の範囲内の期間）
特別休暇	忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	配偶者：10日、父母：7日、子：5日、祖父母：3日、孫：1日、兄弟姉妹：3日　等
特別休暇	父母の追悼	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
特別休暇	夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における3日の範囲内の期間
特別休暇	現住居の滅失等	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間
特別休暇	災害・交通機関の事故 退勤途上の危機回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難であると認められる場合 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
特別休暇	妊産婦検診受診	職員が妊産婦検診を受診する場合	妊娠満23週まで：4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで：2週間に1回 妊娠36週から出産まで：1週間に1回
介護休暇（無給）	―	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回以内で通算して6月の期間
介護時間（無給）	―	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護のために連続する3年の期間内、1日につき2時間以下
組合休暇（無給）	―	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合	一暦年につき30日を超えない範囲内の期間
育児休業（無給）	―	当該職員の3歳に満たない子を養育するために必要と認められる場合	当該子が3歳に達する日までの期間において必要と認められる期間

8 職員の分限及び懲戒処分に関する事項

(1) 分限処分 (地方公務員法第28条)

分限処分とは、公務の能率を維持する見地から、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を要する場合などに職員の意に反して行う処分のことで、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

平成28年度における分限処分の状況は下記のとおりです。

処分事由＼処分の種類	降任	免職	休職	降給
勤務実績の不良	0	0	0	0
心身の故障	0	0	6	0
適格性の欠如	0	0	0	0
廃職又は過員	0	0	0	0
刑事事件に因る起訴	0	0	0	0
欠格条項該当	0	0	0	0

(注) 休職処分を受けている者の休職期間が延長された場合は、そのつど新たな処分が行われたものとして計上しています。

(2) 懲戒処分 (地方公務員法第29条)

懲戒処分とは、職員に職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合や公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、制裁として行うものです。

平成28年度における懲戒処分の状況は下記のとおりです。

	戒告	減給	停職	免職
平成28年度	0 人	1 人	0 人	0 人

9 職員の服務に関する事項

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。この服務の根本基準を忠実に実行するため、地方公務員法では職員に対し以下のような服務上の規制を課しています。

① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (第32条)
② 信用失墜行為の禁止 (第33条)
③ 秘密を守る義務 (第34条)
④ 職務に専念する義務 (第35条)
⑤ 政治的行為の制限 (第36条)
⑥ 争議行為等の禁止 (第37条)
⑦ 営利企業等の従事制限 (第38条)

10 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況 (平成28年度)

研修の種類として、市町村職員中央研修所 (市町村アカデミー) 及び市町村国際文化研修所 (国際文化アカデミー) 派遣のほか、長崎県中都市経営研究会、長崎県市町村行政振興協議会が主催する研修 (新規採用職員研修等)、独自研修などがあります。

平成28年度の実績は下記のとおりです。

	人数		
	男 性	女 性	計
平成28年度	229 名	124 名	353 名

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の短期給付、長期給付及び福祉事業の概要

区　　分	実施団体	内　　容
共済制度	長崎県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等に関する事業を行っています。民間業者に例えると、社会保険、厚生年金等に相当します。
	公立学校共済組合長崎県支部	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を公務災害といい、地方公務員災害補償法に基づく補償を受けます。

(2) 健康管理

職員の安全と健康を確保すると共に、快適な職場環境の形成を促進するために、定期健康診断など次のような取り組みを行っています。

項　目	主な内容	実施時期等
定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査、血液生科学検査、心電図検査等	9月から11月
ストレスチェック	業務委託業者による実施	9月
メンタルヘルス	専門医による講習会	2年1回
福利厚生活動	レクリエーション、インフルエンザ予防接種費用助成、医薬品配布等	各1回

12 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A
28年度	千円 933,152	千円 34,121	千円 103,076	% 11.05

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費41,151千円は含みません。
純損益は、損益計算書における単年度の純損益を示しています。

区 分	職 員 数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 19	千円 78,111	千円 7,540	千円 29,329	千円 114,980	千円 6,052	千円 6,166

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成29年4月1日現在)

区　　分	平均年齢	基本給	平均月収額
平 戸 市	45.1 歳	342,592 円	504,333 円
団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

平　戸　市	一　般　行　政　職
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,544 千円	1人当たり平均支給額 (28年度) 1,584 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（平成29年4月1日現在）

平　　戸　　市			一般行政職・団体平均等		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445　月分	25.55625　月分	勤続20年	20.445　月分	25.55625　月分
勤続25年	29.145　月分	34.58250　月分	勤続25年	29.145　月分	34.58250　月分
勤続35年	41.325　月分	49.59　月分	勤続35年	41.325　月分	49.59　月分
最高限度額	49.590　月分	49.59　月分	最高限度額	49.590　月分	49.59　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（3～45%加算）			（3～45%加算）		
（退職時特別昇給		なし　）	（退職時特別昇給		な し　）
1人当たり平均支給額	-　千円	22,491　千円	1人当たり平均支給額	3,646　千円	21,646　千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（平成29年4月1日現在）

※地域手当は支給されていません。

エ　特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

※特殊勤務手当は支給されていません。

オ　時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	2,722　千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	170,096　円

カ　その他の手当（平成29年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	※職員の手当の状況（6）その他の手当参照	同		3,093　千円	237,923　円
住居手当		同		1,855　千円	265,000　円
通勤手当		同		1,678　千円	119,857　円
管理職手当		同		1,243　千円	414,333　円
休日勤務手当		同		22　千円	11,000　円
宿日直手当		同		21　千円	7,000　円

(2)　病院事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A
28年度	千円 2,392,046	千円 81,574	千円 1,412,195	% 59.04

（注）純損益は、損益計算書における単年度の純損益を示しています。

区　分	職　員　数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B/A	（参考）市町村平均一人当たり給与費
		給　料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計　B		
28年度	人 128	千円 539,429	千円 134,944	千円 200,855	千円 875,228	千円 6,838	千円 6,848

（注）　1 職員手当には退職給与金を含みません。
　　2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区　　分	平均年齢	基本給	平均月収額
平 戸 市	43.6 歳	351,191 円	569,833 円
団体平均	40.4 歳	325,098 円	566,499 円
事 業 者	歳		円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

平　　戸　　市	一　般　行　政　職
1人当たり平均支給額（28年度） 1,569 千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,584 千円
（28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.70 月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.80 ）月分	（28年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.70 月分 （ 1.45 ）月分　（ 0.80 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（平成29年4月1日現在）

平　　戸　　市			一般行政職・団体平均等		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分	勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（3～45%加算）			（3～45%加算）		
（退職時特別昇給		なし ）	（退職時特別昇給		な し ）
1人当たり平均支給額	4,990 千円	18,601 千円	1人当たり平均支給額	3,646 千円	21,646 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（平成29年4月1日現在）

※地域手当は支給されていません。

エ　特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（28年度決算）	14,919 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	165,770 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（28年度）	70.3 %
手当の種類（手当数）	6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊業務手当	看護師・准看護師	深夜における勤務時間が4時間以上である場合	3,200円
		深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	2,800円
		深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2,000円
危険業務手当	放射線（エックス線）業務に従事する職員	放射線（エックス線）作業	勤務1日につき 230円
	放射線業務に従事する診療放射線技師	放射線（エックス線）技術職員	月額 6,000円
	検査業務に従事する臨床（衛生）検査技師	臨床検査（衛生検査）技術職員	月額 3,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	6,318 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	57,964 円

カ　その他の手当（平成29年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	※職員の手当の状況（6）その他の手当参照	同		14,024　千円	229,902　円
住居手当		同		4,527　千円	251,500　円
通勤手当		同		10,440　千円	100,385　円
管理職手当		同		10,211　千円	537,421　円
休日勤務手当		同		174　千円	12,429　円
夜間勤務手当		同		7,628　千円	112,176　円
宿日直手当		同		30,468　千円	1,015,600　円

(3)　交通船事業

①　職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A
28年度	千円 184,676	千円 6,731	千円 49,982	% 27.06

（注）純損益は、損益計算書における単年度の純損益を示しています。

区　分	職　員　数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	（参考）市町村平均一人当たり給与費
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B		
28年度	人 7	千円 27,525	千円 3,318	千円 10,284	千円 41,127	千円 5,875	千円 6,128

（注）　1 職員手当には退職給与金を含みません。
　　2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

②　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区　　分	平均年齢	基本給	平均月収額
平　戸　市	48.0　歳	327,679　円	489,583　円
団体平均	46.8　歳	320,424　円	514,142　円
事　業　者	歳		円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③　職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

平　戸　市	一　般　行　政　職
1人当たり平均支給額（28年度） 1,469　千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,584　千円
（28年度支給割合） 期末手当　2.60　月分（1.45）月分 勤勉手当　1.70　月分（0.80）月分	（28年度支給割合） 期末手当　2.60　月分（1.45）月分 勤勉手当　1.70　月分（0.80）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15%

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（平成29年4月1日現在）

平　　戸　　市			一般行政職・団体平均等		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445　月分	25.55625　月分	勤続20年	20.445　月分	25.55625　月分
勤続25年	29.145　月分	34.58250　月分	勤続25年	29.145　月分	34.58250　月分
勤続35年	41.325　月分	49.59　月分	勤続35年	41.325　月分	49.59　月分
最高限度額	49.590　月分	49.59　月分	最高限度額	49.590　月分	49.59　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
（3～45%加算）			（3～45%加算）		
（退職時特別昇給		なし　）	（退職時特別昇給	な し	）
1人当たり平均支給額	―　千円	―　千円	1人当たり平均支給額	3,646　千円	21,646　千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当（平成29年4月1日現在）

※地域手当は支給されていません。

エ　特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

※特殊勤務手当は支給されていません。

オ　時間外勤務手当

支給実績（28年度決算）	1,927　千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	321,167　円

カ　その他の手当（平成29年4月1日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）
扶養手当	※職員の手当の状況（6）その他の手当参照	同		1,311　千円	262,200　円
住居手当		同		422　千円	140,667　円
通勤手当		同		50　千円	50,000　円
管理職手当		同		882　千円	294,000　円
休日勤務手当		同		0　千円	0　円
管理職特別勤務手当		同		0　千円	0　円
宿日直手当		同		13　千円	13,000　円